

消防庁告示第九号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を次のとおり定める。

平成十六年五月三十一日

消防庁長官 林 省吾

第一 用語の定義

この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 点検 消防用設備等にあつては消防法（昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。

）第十七条第一項の技術上の基準に、特殊消防用設備等にあつては同条第三項の設備等設置維持計画に適合しているかどうかを確認することをいう。

二 消防用設備等の種類等 消防用設備等（非常電源、配線及び総合操作盤の部分を除く。）の種類及び非常電源の種類並びに配線及び総合操作盤の別をいう。

三 消防用設備等の機器 消防用設備等のヘッド、感知器、加圧送水装置、配管等の機器をいう。

第二 点検の内容及び点検の方法

点検の内容及び点検の方法は、次のとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第

十七条第三項に規定する設備等設置維持計画によるものとする。

一 機器点検 次の事項について、消防用設備等の種類に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。

(一) 消防用設備等に附置される非常電源（自家発電設備に限る。）又は動力消防ポンプの正常な作動

(二) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項

(三) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

二 総合点検 消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。

第三 点検の期間

点検の期間は、次の表の上欄に掲げる消防用設備等の種類等並びに同表中欄に掲げる点検の内容及び方法に応じ、同表下欄に掲げるとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第十条第三項に規定する設備等設置維持計画に定める期間によるものとする。

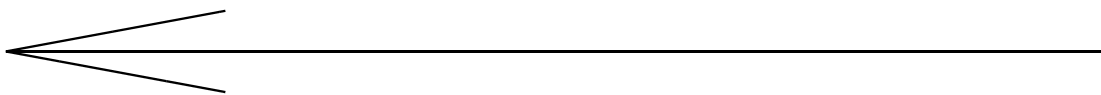
消防用設備等の種類等	点検の内容及び方法	点検の期間
消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘		

導標識、消防用水、非常コンセント設備及び無線通信補助設備 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、 泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備 、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報 器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散 水設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く。）、 総合操作盤、パッケージ型消火設備並びにパッケージ自 動消火設備	機器点検	六月
配線	総合点検	一年
総合点検	総合点検	一年

第四 点検の結果についての報告書の様式

点検の結果の報告は、別記様式第一の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書に、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類等に応じ、別に告示又は設備等設置維持計画で定める点検票を添付して行うものとする。ただし、消防用設備等のうち、消防長又は消防署長が適当と認める場合にあっては、別記様式第二の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表及び別記様式

第三の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検者一覧表を添付することをもって足りるものとする。



別記様式第 1

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書							
消防長（消防署長）（市町村長） 殿						年 月 日	
届出者 住 所 _____							
氏 名 _____ (印)							
電話番号 _____							
<p>下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>							
対 象 物	所 在 地						
	名 称						
	用 途						
	構 造 ・ 規 模	造 地上	階 地下	階			
	床面積	m ²	延べ面積	m ²			
点 検 期 間		年 月から 年 月まで（ 年 月から 年 月まで）					
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類							
点 検 票		別添のとおり					
点 検 者	住 所						
	氏 名						
	点 検 資 格	消 防 設 備 士	種 類 等	交付知事	交付年月日	講 習 受 講 状 況	
			甲・種類 乙	都道府県	交 付 番 号 年 月 日 第 号	受 講 地 都道府県	受 講 年 月 年 月
	点 検 資 格	消 防 設 備 点 検 資 格 者	種 類	交付知事	交付年月日	再 講 習 受 講 状 況	
			特・第1・第2種	都道府県	交 付 番 号 年 月 日 第 号	受 講 年 月 年 月	年 月
※受 付 欄		※経 過 欄			※備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 点検者が複数の場合は、別紙に記入し、添付すること。
- 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
- 4 ※印欄は、記入しないこと。
- 5 点検期間のうち、消防用設備等と同時に特殊消防用設備等を点検する場合、その点検期間を（ ）へ記入すること

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表

(その1)

名 称			防 火 管 理 者	Ⓜ
所 在 地			点 検 実 施 責 任 者	
点検種別	機器点検・総合点検 ・(設備等設置維持計 画による点検)	点検年月日	年 月 日～ 年 月 日	
設 備 名	点 検 結 果		措 置 内 容	立 会 者
	判 定	不 良 内 容		
	良・不良			Ⓜ
	良・不良			Ⓜ
	良・不良			Ⓜ
	良・不良			Ⓜ
	良・不良			Ⓜ
	良・不良			Ⓜ

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 判定欄は、正常の場合は「良」に、不良の場合は「不良」に○印を付し、不良内容欄にその内容を記入すること。

3 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

設 備 名	点 検 結 果		措 置 内 容	立 会 者
	判 定	不 良 内 容		
	良・不良			ⓐ
	良・不良			ⓐ
	良・不良			ⓐ
	良・不良			ⓐ
	良・不良			ⓐ
	良・不良			ⓐ
	良・不良			ⓐ
	良・不良			ⓐ
	良・不良			ⓐ
	良・不良			ⓐ
	良・不良			ⓐ
	良・不良			ⓐ

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 判定欄は、正常の場合は「良」に、不良の場合は「不良」に○印を付し、不良内容欄にその内容を記入すること。

3 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式 3

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検者一覧表

点 検 者							設備名	
住 所								
氏 名					電話番号			
資 格	消 防 設備士	種 類 等	交付知事	交付年月日	講習受講状況			
		甲・ 種 類 乙	都道 府県	交 付 番 号	受 講 地	受講年月		
				年 月 日	都道 府県	年 月		
	第 号							
	消 防 設 備 資 格 点 検 者	種 類		交付年月日	再 講 習 受 講 状 況			
				交 付 番 号	受 講 年 月			
		特 種		年 月 日	年 月			
				第 号				
		第 1 種		年 月 日	年 月			
			第 号					
第 2 種		年 月 日	年 月					
		第 号						
住 所								
氏 名					電話番号			
資 格	消 防 設備士	種 類 等	交付知事	交付年月日	講習受講状況			
		甲・ 種 類 乙	都道 府県	交 付 番 号	受 講 地	受講年月		
				年 月 日	都道 府県	年 月		
	第 号							
	消 防 設 備 資 格 点 検 者	種 類		交付年月日	再 講 習 受 講 状 況			
				交 付 番 号	受 講 年 月			
		特 種		年 月 日	年 月			
				第 号				
		第 1 種		年 月 日	年 月			
			第 号					
第 2 種		年 月 日	年 月					
		第 号						
住 所								
氏 名					電話番号			
資 格	消 防 設備士	種 類 等	交付知事	交付年月日	講習受講状況			
		甲・ 種 類 乙	都道 府県	交 付 番 号	受 講 地	受講年月		
				年 月 日	都道 府県	年 月		
	第 号							
	消 防 設 備 資 格 点 検 者	種 類		交付年月日	再 講 習 受 講 状 況			
				交 付 番 号	受 講 年 月			
		特 種		年 月 日	年 月			
				第 号				
		第 1 種		年 月 日	年 月			
			第 号					
第 2 種		年 月 日	年 月					
		第 号						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 住所、電話番号の欄は、点検者が法人に属する場合は、所属会社の住所、電話番号を記入すること。
- 3 資格の欄は、消防設備士又は消防設備点検資格者の区分、種類等、交付年月日、交付番号、交付機関、最新の講習（再講習）受講年月日を記載すること。

附 則

- 1 この告示は、平成十六年六月一日から施行する。
- 2 消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書を定める件（昭和五十年消防庁告示第三号）は、廃止する。
- 3 この告示の施行の際現に存する消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件別記様式第一、第二及び第三は、この告示の別記様式第一、第二及び第三にかかわらず、平成十七年五月三十一日までの間は、これを使用することができる。